

生食発 1 1 2 7 第 3 号  
2 7 消安第 4 3 6 7 号  
平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長

農林水産省消費・安全局長

(公 印 省 略)

#### 対香港輸出殻付き家きん卵及び卵製品の取扱いについて

香港向けに輸出する殻付き家きん卵については、「対香港輸出殻付き家きん卵の取扱いについて」（平成 23 年 3 月 16 日付食安発 0 3 1 6 第 1 号・2 2 消安第 9 4 0 6 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長連名通知。以下「部局長通知」という。）により対応いただいているところです。

今般、香港における鳥インフルエンザ発生可能性の高まり及び国際獣疫事務局（OIE）による輸入家きん卵への証明書添付の推奨を受け、香港規則の改正が行われました。このため、香港向けに輸出する殻付き家きん卵及び卵製品（以下「対香港輸出卵等」という。）について、別紙のとおり「対香港輸出殻付き家きん卵及び卵製品の取扱要綱」を定めました。

つきましては、平成 27 年 11 月 28 日以降、対香港輸出卵等の取扱は本要綱によることとしますので、関係事業者に対し周知及び指導いただくとともに、その運用につき遺漏のないよう御配慮方お願いします。

なお、平成 27 年 11 月 28 日をもって、部局長通知は廃止としますが、同通知に基づき登録された施設は、引き続き、本通知に基づき登録されたものとして取り扱うことを申し添えます。